

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型 AI システムの 実証機の試験確認基準

令和6年7月31日制定

第1 目的

この試験確認基準は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型 AI システムの実証機の試験確認に係る業務規程」（令和6年7月31日危保規程第9号。以下「規程」という。）に定める、AI システム実証機の試験確認業務を実施するにあたり、必要な試験確認の内容を定めることを目的とする。

第2 試験確認の内容

次の事項について、書類審査及び立会試験で確認する。

なお、立会試験は、製造工場その他の関係のある場所で行うものとする。また、試験確認事項ごとに、抜き取りにより確認することができるものとする。

1 AI システム実証機の構成機器の仕様及び機能の確認

- (1) AI システム実証機による監視対象とする給油取扱所の給油レーン又は注油レーン（以下「実証レーン」という。）を適切に捉えることのできるカメラが設置されていること。
- (2) AI システム実証機の作動状況等に応じて給油取扱所の従業員が必要な対応をとることができるよう、次に掲げる機能を有する卓上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールが設置されていること。

ア AI システム実証機からの交代要求を給油取扱所の従業員が容易かつ確実に認知できる機能

イ AI システム実証機の作動状況及び故障その他の異常を給油取扱所の従業員が容易かつ確実に認知できる機能

ウ AI システム実証機から給油取扱所の従業員へ給油許可監視の引継状況を判別することができる機能

エ AI システム実証機が自動停止した場合に、給油取扱所の従業員の判断により、AI システム実証機による給油許可監視を再開する機能

オ 給油取扱所の実証レーンを監視するためのカメラ映像を画面に表示する機能

- (3) AI システム実証機の作動状況等に係る記録を保存する設備又は機器が設置されていること。
- (4) 可搬式セルフサービスコンソールを用いる場合は、必要な通信環境が確保されていること。
- (5) (1)から(4)のほか、AI システム実証機を構成する機器が申請書の仕様に沿って設置されていること。

2 AI システム実証機の仕様及び機能の確認

- (1) 次に掲げる事項を継続的に監視できること。
 - ア 給油取扱所の車両の停車位置
 - イ 給油ノズル又は注油ノズル（以下「給油ノズル等」という。）を顧客用固定給油設備又は顧客用固定注油設備から抜き取る動作
 - ウ 自動車若しくは原動機付き自転車の給油口又は危険物の容器（以下「給油口等」という。）に給油ノズル等を差し込む動作
 - エ 給油取扱所の顧客が給油又は注油を行う動作
 - オ 給油取扱所の顧客が注油を行う容器の位置
 - カ 給油ノズル等を顧客用固定給油設備又は顧客用固定注油設備に戻す動作
 - キ 火気の有無
- (2) 給油取扱所の従業員の手動操作により、AI システム実証機から 75 号通知に定める情報提供型 AI システムへの切替えができること。また、75 号通知に定める情報提供型 AI システムへの切替え後、改めて AI システム実証機への切替えができること。
- (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所及び実証レーンの状況が予め設定した環境条件の範囲内にあるかどうかを常時認識し、当該範囲内においてのみ給油許可監視に係る機能が作動するとともに、次に掲げる場合は給油又は注油の許可を行わず、警報発報等により給油取扱所の従業員への交代要求を行うこと。
 - ア 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所又は実証レーンの状況が予め設定した環境条件の範囲外となった場合
 - イ AI システム実証機の故障、システム障害又は通信障害が発生した場合
 - ウ 給油取扱所の顧客による給油又は注油に係る作業（以下「顧客の給油作業等」という。）について、次に掲げる事項が安定して検知できない場合
 - (ア) 給油ノズル等が給油口等に挿入されていること
 - (イ) 車両が適切な停車位置に停車していること
 - (ウ) 容器が適正な位置にあること
 - エ 給油取扱所の顧客の給油作業等について、次のいずれかが検知された場合
 - (ア) 給油ノズルが自動車又は原動機付き自転車の給油口に挿入された状態で顧客が給油口等から離れること
 - (イ) 給油作業等を行っている実証レーンの付近に複数の顧客が立ち入ること
 - (ウ) 監視対象とする給油レーンの周辺に危険物の容器が検知された場合
 - (エ) 実証レーンの周辺に火気が発生すること
- (4) 次に掲げる場合は当該実証レーンの危険物の供給を安全に自動停止すること。また、給油取扱所の従業員の手動操作により、その他のレーンの危険物の供給を安全に停止できること。

- ア 交代要求に対し、給油取扱所の従業員が対応出来ない状態が続いた場合
- イ (3)、エ、(エ)が検知された場合

3 予防規程又はその関連文書に明記すべき事項の確認

予防規程又はその関連文書の雛形に、75号通知1.(3)の事項が記載されていること。

附 則

この試験確認基準は令和6年7月31日から実施する。